

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）			エタノールのうちバイオマスから製造したものであって、エチルターシャリーブチルエーテル（ETBE）の製造の用に供するもの（以下「バイオエタノール」という。）。								
改正要望の内容			関税暫定措置法において、令和6年3月31日に適用期限が到来するバイオエタノールについて、関税無税化を延長。								
税番	統計細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考	
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
22.07		エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）									
2207.10	191	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。） バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するもの	10%	無税	無税	10%	無税	無税	27.2%		
改正要望内容の施行期日及び適用期間			令和6年4月1日から令和7年3月31日まで								
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況			<p>① 現状</p> <p>○バイオエタノールには、さとうきび、とうもろこしなどの農作物（可食）由来の第一世代バイオエタノールと製紙残渣（パルプ）、コーヒー滓、廃菌床などの非可食由来の次世代バイオエタノールがある。</p> <p>○ガソリンの代替となるバイオエタノールは、原料（植物等）が成長過程において二酸化炭素を吸収し、燃焼時にその同量の二酸化炭素を排出するため、化石由来燃料のガソリンと比較して、二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策や、エネルギー源の多様化の観点から有効な手段の一つである。</p>								

	<p>○バイオエタノールの利用にあたっては、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づく、「エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準」(以下「告示」という。)において、「2023年度から2027年度までの5年間の石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量の総計は、各年度ごとに原油に換算した量で50万kLとする。」こととしている。</p> <p>② 問題点</p> <p>○現状、国内ではバイオエタノールの商用規模の生産が行われていないことから、バイオエタノールの利用にあたっては、アメリカとブラジルからの輸入に依存しており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオエタノールの価格がガソリンの価格を上回る、 ・輸入したバイオエタノールは、国内でバイオETBE[※]に合成して使用されるため、関税等の輸入に係るコストに加えて、バイオエタノールを日本まで輸送するコスト、バイオETBEを生産するためのバイオETBE専用タンク、ガソリンとの混合設備や受入設備等のコストが生じる、 <p>ことから、石油精製業者にとっては大きな負担が発生している。</p> <p>○このため、バイオエタノールから合成されるバイオETBEを混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となり、このままでは、バイオエタノールの導入が進まないのが現状。</p> <p>※ETBEとは、エタノールと、ガソリンの精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物。エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、ガソリンになじみやすい性質を持っている。</p>
改正の必要性と目的達成の見通し	<p>① 改正の方向性</p> <p>○バイオエタノールから合成されるバイオETBEを混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となる上、関税による費用も上乗せされるため、関税が無税にならない場合は、バイオエタノールの導入がより進まなくなる恐れがある。</p> <p>○そのため、バイオエタノールの輸入に係る関税の無税化措置を延長することが必要である。</p> <p>○一方、バイオエタノールの利用にあたっては、現状、アメリカとブラジルからの輸入に依存している状況等を踏まえ、次世代バイオエタノールの導入促進策として、告示において、2028年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量を1万kL/年とし、目標量を実導入量の2倍にカウントできることとしている。</p> <p>○次世代バイオエタノールの利用にあたっては、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、上記措置等により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、国内事業者による商業生産に向けて取組が進展してきているところ。</p> <p>○次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バイオエタノールと異</p>

	<p>なり、非食料資源を原料とするため食料競合の問題が起きうことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点があり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度を低減することが可能となる。</p> <p>○このため、バイオエタノールの関税暫定無税化は平成 28 年度から継続しているが、国産の次世代バイオエタノールの普及が進んだ場合には、関税を適用することも選択肢となるため、本要望も、暫定的に 1 年間無税化とすることが適切と考えている。</p>
改正の効果と妥当性	<p>② 改正目的達成予定期</p> <p>○告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL)を、毎年着実に達成する。</p> <p>① 改正によって期待される効果</p> <p>○バイオエタノールの輸入及び国内での利用が促進される。</p> <p>○バイオエタノールをガソリン代替分として、原油換算 3.5 万 kL (令和 4 度貿易統計輸入実績) 導入した場合には、導入していない場合と比較して年間 8.5 万 t-CO₂eq の削減効果がある。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>○バイオエタノールを原油換算 3.5 万 kL (令和 4 度貿易統計輸入実績) 輸入し、バイオエタノールの関税 (10.0%) を免税とした場合、約 6.0 億円の減収となる (バイオエタノールの輸入価格を、令和 4 年度平均の 104.5 円/L で試算した場合。)</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>○バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となる上、関税による費用も上乗せされるため、関税が無税にならない場合は、バイオエタノールの導入がより進まなくなる恐れがある。</p> <p>○そのため、バイオエタノールの輸入に係る関税の無税化措置を延長することが必要である。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>○経済産業省の令和 4 年度政策評価書「6-4 環境」において、2050 年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、資源循環の推進、環境負荷の改善に向けた施策を推進することとしている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>○告示に基づく令和 4 年度のバイオエタノールの利用目標量は 50 万 kL (原油換算) であるところ、バイオエタノールの関税暫定無税化等の後押しもあり、目標量を達成。</p>

○令和 5 年度以降の利用目標を達成し、政策目標を達成するためには、バイオエタノールの関税暫定無税化の延長が効果的・効率的な手段であると考えられる。

③ 政府方針と改正の関係

○第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月閣議決定）において、「燃料の脱炭素化を図っていくことも必要であり、既存の燃料インフラや内燃機関等の設備を利用可能なバイオ燃料や合成燃料等の選択肢を追求していくことも重要である。・・・（中略）・・・2050 年カーボンニュートラルに向けて、燃料分野での対応は、①燃焼しても大気中の CO₂ を増加させないバイオ燃料、水素、アンモニア、合成燃料、合成メタンといった脱炭素燃料と、②化石燃料を利用しながらも大気中の CO₂ を増加させない CCS、カーボンリサイクルといった脱炭素技術等に大別できる。いずれも社会実装・拡大には、イノベーションの実現が不可欠であり、2050 年を見据え、2030 年に向けても、その確保等のための計画的な取組が重要である。」としている。

○また、2022 年 5 月 23 日（月）に日米で合意された「日米首脳共同声明」において、持続可能な航空燃料（SAF）やガソリン代替でのバイオエタノールの利用拡大に向けた取組を位置付け。

○上記を踏まえ、バイオ燃料の普及を促進することが政府方針の達成に資すると考える。

④ 関連措置

○バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする措置を講じている（租税特別措置法第 88 条の 7、平成 21 年 2 月施行）。

○バイオ ETBE の調達にあたっては、（1）バイオエタノールを輸入して国内でバイオ ETBE に合成する場合と、（2）海外で合成されたバイオ ETBE を直接輸入する場合、の 2 種類の形態があり、平成 20 年度より、バイオ ETBE についても関税暫定無税化の措置を講じている。

○なお、告示に基づく令和 4 年度のバイオエタノールの利用目標量は 50 万 kL（原油換算）のうち、（1）によるものは 3.5 万 kL（令和 4 年度貿易統計輸入実績）、（2）によるものは 46.5 万 kL（（バイオエタノールの導入目標 50 万 kL）－（バイオエタノールの輸入実績 3.5 万 kL））である。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	○平成 28 年度以降、関税率（基本税率 10.0%）を暫定的に無税化。
措置による効果	○令和 4 年度、本税制措置を講じた結果、石油精製業者により、バイオエタノールが原油換算 3.5 万 kL（令和 4 年度貿易統計輸入実績）輸入された。 ○バイオ ETBE を合成するために必要なバイオエタノールをガソリン代替分として導入したことにより、導入していない場合と比較して年間約 8.5 万 t-CO ₂ eq の削減効果があった。